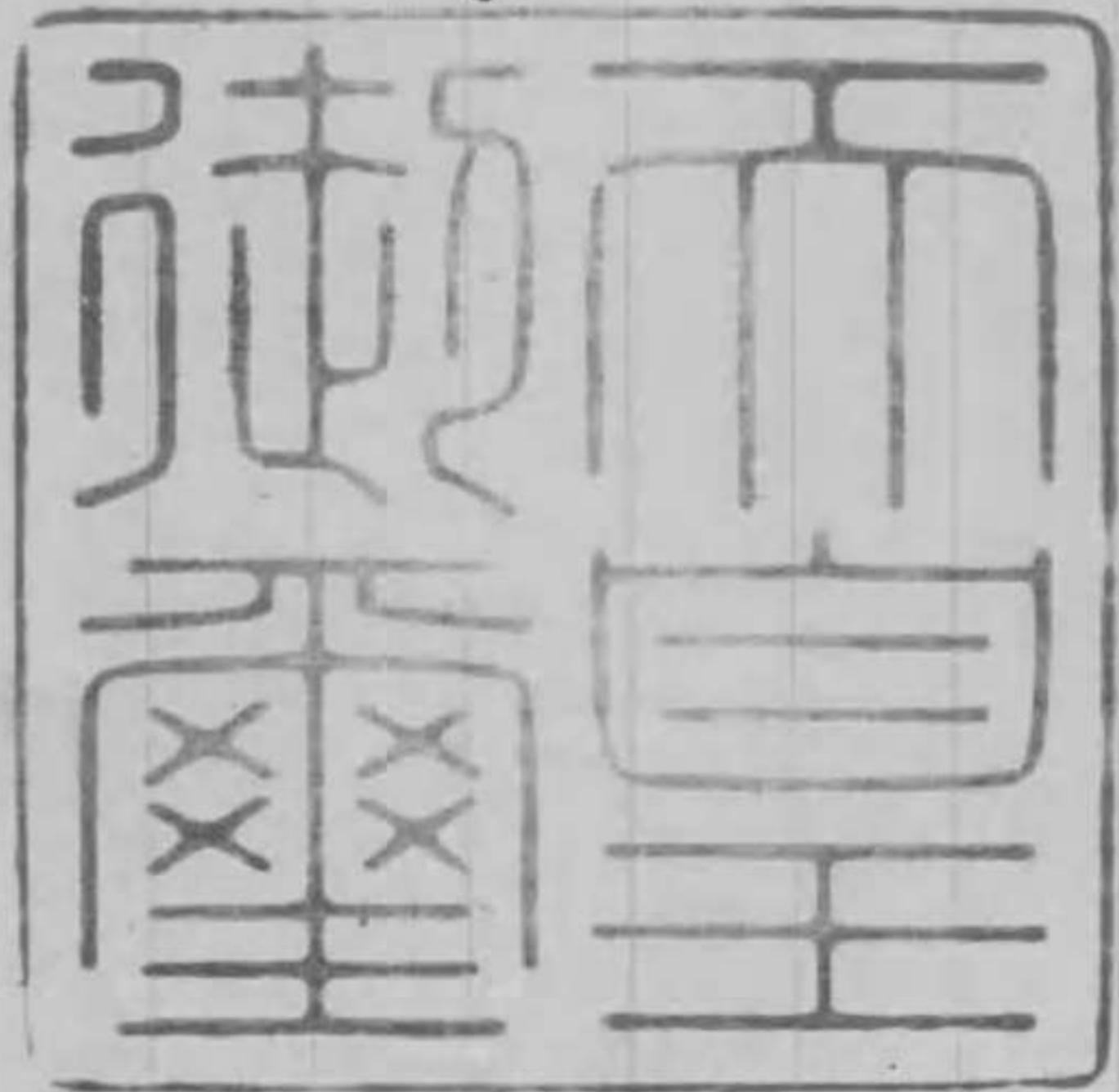


祐仁



鹿児島県大島郡十島村の区域に関する
法令の適用、経過措置に関する政令
をここに公布する。

昭和二十七年十月二十四日

内閣総理大臣

吉田

文

政令第四百四十六号

鹿児島県大島郡十島村の区域に関する法令の適用の経過措置に関する政令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止

に関する法律（昭和二十七年法律第八十一号）附則第二項の規定に基き、この政令を制定する。

/ 左に掲げる政令の規定は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律附則第二項の規定に基いて制定されたものとする。

一 鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十三号）第三項及び第五項

二 親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令（昭和二十七年政令第十五号）第二項及び

第三項

三 鹿児島県大島郡十島村に関する警察法^{関係}令等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十七号）第三項

四 鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令（昭和二十七年政令第十九号）第一第二項から第五項まで及び第七項

五 鹿児島県大島郡十島村に関する電波法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第二十九号）第二項

六 鹿児島県大島郡十島村に関する地方税法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第五十六号）第三項から第五項まで及び附則第二項

七 鹿児島県大島郡十島村に関する所得税法等の適用及びこれに

伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第五十七号）第一二條から第七條まで及び第十條

八 鹿児島県大島郡十島村の区域に関する法令の適用に関する政令（昭和二十七年政令第五十八号）附則第二項、第三項及び第六項

九 鹿児島県大島郡十島村に関する公職選挙法等の適用に関する政令（昭和二十七年政令第一百四号）第二項、第三項及び第五項十 鹿児島県大島郡十島村に関する鉱業法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第一百五号）第二條から第四條まで

十一 鹿児島県大島郡十島村に関する漁業法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第一百三十五号）第二項及び第三項

十二 鹿児島県大島郡十島村に関する恩給法の適用及びこれに伴

自治 序

う経過措置に關する政令（昭和二十七年政令第百三十八号）第一

二條

十三 鹿児島県大島郡十島村に關する國家公務員共済組合法等の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令（昭和二十七年政令第二百二十号）第二條から第五條まで

十四 鹿児島県大島郡十島村に關する國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の適用に伴う経過措置に關する政

令（昭和二十七年政令第百四十三号）本則各項十一日までの間、^は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十五條及び第十六條の規定にかかわらず、都道府県知事に届出をしないで、又は都、道府県知事の許可を受けないで、森林の立木を伐採することができる。

3 鹿児島県大島郡十島村の区域に適用されるべき法令の暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第百三十八号）が法律としての効力を失う際塊に鹿児島県大島郡十島村の区域において行われている營業、業務その他の行為で、たゞご専売法（昭和二十四年法律第二百十一号）、鹽專賣法（昭和二十四年法律第二百十二号）又は・よう、臘專賣法（昭和二十四年法律第二百十三号）の規定により日本專賣公社の許可、指定、委託その他の処分を受けなければすること^ができぬものについては、政令第三百八十号が當該しての効力を失つた後、^{るまき}昭和二十七年十二月三十日までの間は、これらの法律の規定によ^り日本專賣公社の許可、指定、委託その他の処分を受けた者は、これらの法律の規定によ^り日本專賣公社の許可、指定、委託その他の処分を受けたものとみなす。

この政令は、昭和二十七年十月二十五日から施行する。

附 則

内閣總理大臣

吉田
友

法務大臣

木村篤太郎

外務大臣

岡崎勝男

大藏大臣

池田寅人

文部大臣

元堂山之助

内閣
文部大臣 吉川五郎
農林大臣 清水少輔
通商産業大臣 三橋光太郎
運輸大臣 村上義一
郵政大臣 佐倉常次

内閣
文部大臣 田中義一
農林大臣 本牧謙太郎
通商産業大臣 三橋光太郎
運輸大臣 村上義一

内閣

労働大臣 吉武五市
建設大臣 野田卯一

内閣

准労大臣 田中達也
建設大臣 岩山義謙

農林大臣 佐藤喜久二
農林大臣 佐藤喜久二